

また、原発事故に関しては、(i) 東電福島第一原子力発電所を管轄する福島労働局富岡署は、緊急作業に従事する労働者の健康確保に係る指導等の対応が必要であった、また、(ii) 福島県庁に設置された原子力災害現地対策本部（通称：福島オフサイトセンター）に職員が常駐することで、事故関連の最新の情報を即時に把握・収集する必要があった。このため、厚生労働省や全国の原子力発電所が所在する労働局と労働基準監督署の電離放射線障害防止に関する専門的な知識と経験を持つ職員（厚生労働技官、労働基準監督官）延べ69名を現地に応援派遣した。



原発事故対応業務の応援職員  
(写真は新潟労働局職員)

## ②被災3局の業務処理体制の確保

### (i) 宮城局

気仙沼・石巻・東松島の沿岸部を管轄する石巻署では、一署で処理すべき労災保険給付請求件数が数百件と膨大な件数であったため、これを迅速に処理する体制の確保が急務であった。このため、上記①のとおり、全国の労働局からの応援職員を集中的に配置したが、交通事情等から1つの拠点のみで業務処理することは困難であったことから、石巻署で受け付けた労災請求の処理を集中的に行う機能を近隣の古川署に持たせることとし、同署に「支援サテライト」を設置した（平成23年5月23日～）。支援サテライトでは全国の労働局から労災保険給付の専門の職員による集中的な業務処理体制（チーム）の下、効率的な事務処理を徹底し、短期間で膨大な件数の請求案件の処理をこなし、遺族等への迅速・的確な給付を行うことができた。

石巻署の管轄である気仙沼地域は、石巻から約84キロメートル離れており、労働基準行政の拠点がなかったことから、震災で被害を受けた労働者やその家族の労災保険や未払賃金立替払制度の相談・受付対応を行うため、気仙沼公共職業安定所の中に「石巻労働基準監督署・気仙沼臨時窓口」を開設した（平成23年7月19日～、平成23年10月3日に気仙沼商工会議所会館4階へ移転）。



(ii) 福島局

「福島労働局遺族補償給付請求書等処理支援センター」、 「福島労働局未払賃金立替払支援センター」を福島駅前に開設した。

(平成 23 年 6 月 1 日～)

③ 被災 3 局での行政需要の増大に対応するための労働基準監督署の機能・体制の強化等

東日本大震災の発生に伴う労働基準行政に対する需要の増大に対応するため、平成 23 年度第 1 次補正予算で、被災 3 局に、次の相談員等の非常勤職員を配置した。

- ・解雇、休業、賃金不払等に係る相談への対応  
(労働基準相談員、外国人労働者労働条件相談員：23 名)
- ・未払賃金立替払の請求促進、迅速な支払への対応  
(未払賃金立替払コンサルタント・立替払実地調査員：57 名)
- ・労働保険給付等の請求促進、迅速な支払等への対応  
(労災保険相談員：81 名)

さらに、平成 23 年 7 月 29 日、東日本大震災復興対策本部で決定された「東日本大震災からの復興基本方針」の中で、「復旧・復興事業における適正な労働条件の確保や労働災害の防止等のため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を行う」こととされた。

こうした方針に基づき、第 3 次補正予算で、次のとおり、労働基準監督官等の増員を行った。

(i) 労働基準監督官の増員

東日本大震災被災地での電離放射線の被ばく等労働者の健康障害防止を図るため、平成 23 年度 3 次補正予算で、平成 24 年 1 月 1 日から、福島労働局富岡署に労働基準監督官 2 名を増員配置した。

(ii) 非常勤職員（労働基準相談員）の増員

東北電力管内の労働局に、労働基準相談員の増員配置（46 名）を行った。

④ 近隣局による業務支援の実施

震災の影響で、東北地方を中心に製油所や出荷施設に甚大な被害が及んだだけでなく、ガソリンの供給力が不足したため、被災局の、官用車による出張等業務に支障を来した。このため、秋田局から、岩手局へハイブリッド車を提供するなど、近隣局による業務支援を行った。

ウ 原発事故対応、放射線障害防止のための厚生労働省労働基準局の体制の確保

原発事故対応等での労働者の健康確保対策に万全を期するため、次のとおり、厚生労働省労働基準局の体制の確保を図った。